

徳島県告示第六百九十三号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（航空レーザー測深（陸部および水部の地形測量））	徳島市、板野郡藍住町及び上板町、名西郡石井町、吉野川市、阿波市、美馬市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町並びに三好市（吉野川 地内）	令和二年九月十日から 令和三年二月二十六日まで